

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社目黒林業  
秋田県男鹿市船川港船川字化世沢177番地8

2. 指名停止措置期間

令和6年8月27日から令和7年2月26日まで（6ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

株式会社目黒林業の元代表取締役は、代表取締役だった令和6年3月に秋田地方振興局建設部保全・環境課の副主幹（当時）のあっせんにより、道路維持管理業務の伐採作業を請負う事ができた見返りに現金50万円を渡したとして、令和6年8月7日、贈賄の容疑で秋田県警に逮捕されたものである。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（贈賄）第3号イに該当する事実とし、契約の相手方として不相当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 <u>イ 代表役員等</u> ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から  <u>3ヵ月以上9ヵ月以内</u> 2ヵ月以上6ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務企画部 経理課長 北林 昭彦 電話 018-836-2070